

業務指示書

南アジア地域クロスボーダー協力（海運）情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年4月30日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年5月11日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員になれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：海外における経済分析および港湾開発に係る調査業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／クロスボーダー交通・運輸計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：国際交通・運輸ネットワークに関連する調査
- 2) 対象国又は同類似地域：南アジア地域 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 マクロ経済・サプライチェーン分析・需要予測（1）】

- 1) 類似業務の経験：マクロ経済・サプライチェーン分析、産業の将来需要予測に関する調査
- 2) 対象国又は同類似地域：南アジア地域 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾政策・制度分析/港湾計画・港湾運営(1)】

- 1) 類似業務の経験：港湾政策・制度、港湾計画・運営に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年5月15日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 4 （各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

下記URLに記載している2015年4月レートを使用してください。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pg00000kzv7m-att/rate_201504.pdf

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めず。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めず。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めず。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/クロスボーダー交通・運輸計画
マクロ経済・サプライチェーン分析・需要予測(1)
港湾政策・制度分析/港湾計画・港湾運営(1)

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

15.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年5月29日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
南アジア地域クロスボーダー協力（海運）情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	14.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括ノクロスボーダー交通・運輸計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： マクロ経済・サプライチェーン分析・需要予測 (1)	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 港湾政策・制度分析/港湾計画・港湾運営(1)	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

インド・パシフィック（環太平洋と環インド洋地域）は、21世紀において世界経済の中核となる成長可能性を有する地域であり、南アジア地域は、その中心、環インド洋の中央に位置する地政学的・戦略的重要性をもつ。JICAは、インド・パシフィック圏内の各地域において、成長回廊アプローチ等により域内外の経済的な関係強化を支援しているが、世界の経済活動が変化しつつある中、将来的な経済・産業動向を予測したうえで、各地域の成長回廊の支援強化、特に国際幹線交通ネットワークの一層の強化を図ることは極めて重要であり、これらの動向を俯瞰した上で戦略的な事業の展開が求められている。

南アジア地域は、人口約17億人を抱えた一大消費地として成長しつつあり、同地域への海外展開は、本邦企業にとっても関心が高い。また、ASEAN、南アジア地域協力連合（SAARC: South Asian Association for Regional Cooperation）を中心に自由貿易協定（FTA）の発効が進み、経済のボーダレス化が進むにつれ、南アジア地域と東南アジアをはじめとする周辺地域との経済的な関係強化への関心は高まり、2010年後半以後のミャンマーの民主化、経済改革、2015年のASEAN経済共同体設立を背景に、地域連結性向上に向けた機運も高まっている。

南アジア域内の交易は歴史的・政治的背景等から、他地域に比して従来活発ではない。同地域の総貿易量に占める域内交易量はわずか3%（2012年）と低水準に留まっており、域内の連結性向上、特に運輸交通インフラの整備が大きな課題となっている。他方、南アジア地域と周辺地域との交易活動は、年々活発化しており、特にインドと対ASEANとの交易量は、212.94億ドル（2005年）から744.12億ドル（2013-2014年）、対サブサハラアフリカは、86億ドル（2005年）から573.03億ドル（2013-2014年）と急増している。

上記、インド・パシフィックの成長可能性、南アジア地域への本邦企業の関心の高まり、周辺地域との経済的な関係強化、地域間連携への関心が高まる中、南アジアと周辺地域間の経済・交易関係を一層強化していく上では、ハード、ソフト両面からの広域運輸交通整備に向けた取組みが必要である。インド・パシフィックの経済・産業動向を踏まえ、陸運および海運ネットワークの充実（施設面のみならず、貿易手続きの円滑化等サービスの強化を含む）による連結を強化するため、JICAは、2014年度に「南アジア地域海運及び産業・貿易分野にかかる情報収集・支援業務」により国内で入手可能な情報を中心に、情報収集・分析を行った。本調査は、同業務で入手した情報、分析をベースとして現地調査を含む調査を実施するもの。

なお、JICAは2013年度に陸運分野を対象とした「南アジア地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備・改善に係る情報収集・確認調査」を実施し、陸運分野での優先支援事業の検討等を行った。また、2012年度に「スリランカを中心とした国際物流に係る情報収

集・確認調査」を実施済みである。

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

インド・パシフィック（環太平洋と環インド洋地域）は、21世紀において世界経済の中核となる成長可能性を有する地域であり、南アジア地域は、その中心、環インド洋の中央に位置する地政学的・戦略的重要性をもつ。JICAは、インド・パシフィック圏内の各地域において、成長回廊アプローチ等により域内外の経済的な関係強化を支援しているが、世界の経済活動が変化しつつある中、将来的な経済・産業動向を予測したうえで、各地域の成長回廊の支援強化、特に国際幹線交通ネットワークの一層の強化を図ることは極めて重要であり、これらの動向を俯瞰した上で戦略的な事業の展開が求められている。

南アジア地域は、人口約17億人を抱えた一大消費地として成長しつつあり、同地域への海外展開は、本邦企業にとっても関心が高い。また、ASEAN、南アジア地域協力連合（SAARC：South Asian Association for Regional Cooperation）を中心に自由貿易協定（FTA）の発効が進み、経済のボータレス化が進むにつれ、南アジア地域と東南アジアをはじめとする周辺地域との経済的な関係強化への関心は高まり、2010年後半以後のミャンマーの民主化、経済改革、2015年のASEAN経済共同体設立を背景に、地域連結性向上に向けた機運も高まっている。

南アジア域内の交易は歴史的・政治的背景等から、他地域に比して従来活発ではない。同地域の総貿易量に占める域内交易量はわずか3%（2012年）と低水準に留まっており、域内の連結性向上、特に運輸交通インフラの整備が大きな課題となっている。他方、南アジア地域と周辺地域との交易活動は、年々活発化しており、特にインドと対ASEANとの交易量は、212.94億ドル（2005年）から744.12億ドル（2013-2014年）、対サブサハラアフリカは、86億ドル（2005年）から573.03億ドル（2013-2014年）と急増している。

上記、インド・パシフィックの成長可能性、南アジア地域への本邦企業の関心の高まり、周辺地域との経済的な関係強化、地域間連携への関心が高まる中、南アジアと周辺地域間の経済・交易関係を一層強化していく上では、ハード、ソフト両面からの広域運輸交通整備に向けた取組みが必要である。インド・パシフィックの経済・産業動向を踏まえ、陸運および海運ネットワークの充実（施設面のみならず、貿易手続きの円滑化等サービスの強化を含む）による連結を強化するため、JICAは、2014年度に「南アジア地域海運及び産業・貿易分野にかかる情報収集・支援業務」により国内で入手可能な情報を中心に、情報収集・分析を行った。本調査は、同業務で入手した情報、分析をベースとして現地調査を含む調査を実施するもの。

なお、JICAは2013年度に陸運分野を対象とした「南アジア地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備・改善に係る情報収集・確認調査」を実施し、陸運分野での優先支援事業の検討等を行った。また、2012年度に「スリランカを中心とした国際物流に係る情報収集・確認調査」を実施済みである。

2. 業務の目的

本業務は、2030年をターゲット年とし、他地域との関係性も踏まえた南アジア地域の経済動向シナリオ、主要産業に係る産業/サプライチェーン動向シナリオ、及び物流シナリオを提案、これらシナリオを念頭に南アジア地域の国際幹線交通ネットワーク（海運）の形成上、短期的および中・長期的な課題を抽出・整理した上で、南アジア地域における港湾・海運に係る JICA としての協力の方向性・可能性を提言するものである。

3. 業務の対象地域

本業務の調査対象地域は、インド、バングラデシュ、パキスタン、スリランカ（南アジア検討対象地域）及び南アジア検討対象地域と交易のある環インド洋地域（アフリカ、中東及び ASEAN、ヨーロッパ、極東含む）とする。尚、現地調査対象国は、南アジア検討対象地域の国とするが、環インド洋交易に大きな影響を及ぼす国々および環インド洋の交易の中核を担う海運企業についても、現地調査を行うこととする。同調査の訪問国としては香港、シンガポール、タイが想定されるが、調査対象企業及び訪問国についてはプロポーザルで提案すること。

尚、現時点で想定する調査対象港湾（案）は以下の通り。規模等の観点から本業務において現地調査を実施する可能性のある港湾には下線を付す。下記以外に検討対象とすべき港湾があれば、プロポーザルで提案すること。現地調査対象港湾は国内準備作業の結果を踏まえ JICA と協議のうえで決定するが、インドの現地調査対象港湾は3か所程度に絞込む予定。

調査対象港湾（案）

バングラデシュ	<u>Chittagong, Mongla, Dhaka 周辺港（含・Narayanganj）, Matabari, Paira</u>
インド	<u>Mundra/Kandla, Pipavav, Dahej/Hazira, Mumbai/ JNPT, Panaji/Mormugao, New Mangalore, Cochin, Tuticorin, Chennai/Ennore/Kattupalli/Krishnapatnam, Visakhapatnam, Paradip, Kolkata/Haldia/Kulpi</u>
パキスタン	<u>Port Bin Qasim, Karachi, Gwadar</u>
スリランカ	<u>Colombo, Hambantota, Trincomalee, Galle</u>

4. 業務の範囲

コンサルタントは、「2. 業務の目的」を達成するために「5. 業務実施上の留意事項」に十分に配慮しながら、「6. 業務の内容」に示された業務を行う。また、業務の進捗に応じて、「7. 成果品等」に示された報告書を作成し、JICA に対して説明・協議の上、提出するものとする。

5. 業務実施上の留意点

(1) 関連調査のレビュー

本業務に先駆けて実施した「南アジア地域海運及び産業・貿易分野にかかる情報収集・支援業務」の結果を踏まえ、重複を避け、効率的な調査を行うこと。

(2) 経済動向シナリオの検討

2030 年をターゲット年とし、経済動向シナリオを 3 案（①各国・地域の開発計画が極めて順調に進展し経済成長が加速化した場合、②国際機関等の見通しに概ね沿った経済成長が実現する場合、③各国・地域の開発計画の進展が停滞し経済成長が鈍化した場合）検討する。シナリオ検討に際しては、各国政府機関、日本政府・独立行政法人、国際機関、地域国際機関、他ドナー、現地商工会議所、シンクタンク等による関連調査や統計データを収集し、その内容を適切に反映すること。

(3) 産業/サプライチェーン動向シナリオの検討

(2) で検討した経済動向シナリオ 3 案に基づき、主要産業毎に南アジア地域における産業/サプライチェーン動向シナリオ（ターゲット年：2030 年）を策定する。同シナリオの策定に際しては、各産業の現在の南アジア地域における賦存状況とサプライチェーンを確認し、これらがどのように変化するかを（2）で検討した経済動向シナリオ毎に示す。具体的な産業としては、自動車、一般機械、繊維、原油/石油製品を想定しているが、より重要な産業があればプロポーザルにて提案すること。また、これらの産業/サプライチェーン動向シナリオの検討に際しては、既存の調査結果や統計データの確認に加え、南アジア地域で事業を展開する主要企業からのヒアリング調査を行う。

(4) 物流シナリオの検討

(2) で検討した経済動向シナリオ、及び（3）で検討した産業動向/サプライチェーン・シナリオを踏まえ、環インド洋地域（南アジア地域内及び南アジア地域と他地域の間）の物流シナリオ（ターゲット年：2030 年）を検討する。その際、

今後のサプライチェーン動向を踏まえ、陸上輸送（クロスボーダー貨物）、航空輸送、海上輸送の機関分担率を推定しターゲット年に向けた物流需要を分析する。海上輸送に係る貨物種別は「コンテナ貨物」「バルク貨物」「トラック・トレーラーに積載され RORO 船等により輸送される貨物（商用車等）」とし、「バルク貨物」については主要積載物（原油、石油製品、石炭、鉄鉱石、穀物、ガス（LNG）、鉄鋼、セメント）毎に検討する。検討に際しては、港湾開発（深海港を含む）に伴い、トランシップの動向が変化する可能性も分析する。物流シナリオの検討に際しては、既存の調査結果や統計データの確認に加え、南アジア地域で事業を展開する主要海運企業及び南アジア地域の主要港湾運営機関からのヒヤリング調査を行う。

(5) 各種シナリオの検討方法

経済動向シナリオ、産業/サプライチェーン動向シナリオ、物流シナリオの検討に際しては、国単位の経済成長率（見通し）のみに依拠するのではなく、データの収集可能性を踏まえつつ、地域データや輸送費データを基に経済活動の地理的集積を試算する空間経済学的分析や、ハード面・ソフト面の開発計画の進展度合いが物流量に与える影響を把握する国際貿易分析プロジェクト（Global Trade Analysis Project, GTAP）モデルを利用した分析の採用を検討する。物流シナリオ作成の方法論については、第3 業務実施上の条件 6. 閲覧・配布資料（2）配布資料1）の「南アジア地域 海運及び産業・貿易分野にかかる情報収集・支援業務最終報告書」の「5. 4 総量予測の手法（貿易額、貨物量）」も参照のうえ検討する。各国の地域データについては、アジア経済研究所のホームページにおいて、「アジア経済地理データセット」としてインド及びバングラデシュの地域データを参照（ダウンロード）可能である。他の南アジアの国々の地域データ入手が困難な場合は、一カ国につき一地域データとして分析することも検討する。空間経済学的分析の適用については第3 業務実施上の条件 6. 閲覧・配布資料（1）閲覧資料7）の”ASEAN-INDIA CONNECTIVITY”が開発、適用したモデル等が参考となるが、「第3 業務実施上の条件」「2. 業務量の目途と業務従事者の構成」に記載した業務量目途も踏まえ、効率的かつ適当と思われる分析手法があればそれも考慮し、具体的な分析方法や実施上の体制等を、収集すべきデータとともにプロポーザルにて提案すること。

(6) 将来的な地域協力に係る案件形成に向けた情報収集

本調査では、詳細なマスタープランを作成するものではないが、国際幹線交通ネットワーク形成に向けた戦略的な港湾・海運インフラ整備（施設面の強化のみならず、通関を含む貿易手続き円滑化等のソフト面の改善を含む）に係る JICA としての協力の可能性・方向性を整理・提言するものである。具体的には（3）の

産業/サプライチェーン動向シナリオ、及び（４）の物流シナリオの検討結果を踏まえ、将来的に開発の必要性が高い事業（インフラ等のハード面及び制度・運用改善等のソフト面の双方を含む）のロングリストを作成し、このうち、JICA として協力の可能性がある候補プロジェクト案件の抽出を行う。提案されるプロジェクトは対象地域各国に裨益するものと、複数国/地域に裨益するものの双方を含むことを想定している。インフラ開発に係る提案プロジェクトについては、立地する国、周辺国双方の経済効果を概算する。ハード面のプロジェクトを検討するに際しては、深海港のニーズについても検討することとする。

（７）調査対象交通モードについて

本調査では、交通モードのうち、海運（港湾と航路）および下記（９）の通り、海運ネットワーク上重要な内陸水運を調査対象とする。また、内航水運についても海運ネットワーク上重要な航路は調査対象に含める。尚、域内の港湾へのアクセス道路・鉄道等については、港湾開発上の課題の中で分析対象として含めるが、「南アジア地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備・改善に係る情報収集・確認調査」の中でも、港湾へのアクセス道路・鉄道につき調査をしているので、当該調査結果に留意すること。

（８）調査対象経済回廊、ネットワーク形成上重要な港湾について

（３）の産業/サプライチェーン動向シナリオ及び（４）の物流シナリオに沿って、国際幹線交通ネットワーク形成上、重要と思われる港湾を検討対象とする。現時点で整備されていないが、各国の開発計画上の優先順位が高い港湾開発プロジェクト等も検討の対象として含めることとし、インドの中小港等の既存港湾に関しても民間の利用ニーズを十分に配慮し、上記「３．」に列記した現地対象港湾を変更することが適当と思われる場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

（９）内陸水運の扱い

内陸水運についての分析は、海運も取り扱う港を中心に海運ネットワーク上重要な港を対象として分析に含めること。具体的には、インドの Kolkata 港、Haldia 港、バングラデシュの Mongla 港及びダッカ周辺港(Narayanganj 港を含む)については海運と内陸水運の両方の貨物を対象とする。

（１０） 調査方法について

本調査は、「６．業務の内容」に記した内容を実施することを想定しているが、より効果的・効率的な調査方法がある場合には、プロポーザルにて提案すること。

また本調査は、「第 3 業務実施上の条件」に示す各分野を担当する団員が参加することを想定しているが、担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、その理由と共にプロポーザルで提案すること。

(1 1) 実施体制

現在進行中の各国別事業との連携、各国政府、開発パートナーによる協力事業との連携に留意する必要があることから、上記 3. の南アジア検討対象地域の 4 ヶ国（バングラデシュ、インド、パキスタン、スリランカ）にある JICA 事務所、本部関係部署（南アジア部、東南アジア・大洋州部、アフリカ部、中東・欧州部、社会基盤・平和構築部）から TV 会議等の手段を通じて調査の各段階で助言を求めること。

(1 2) 地域機関、他開発パートナーとの相互補完、新興ドナーの支援動向確認

調査対象地域では、国レベルに加え、広域のインフラ整備計画が地域機関（SAARC、BIMSTEC：The Bay of Bengal Initiative for Multi-Sectoral Technical and Economic Cooperation）、準地域機関（SASEC：South Asia Subregional Economic Cooperation）の場を通じて調整され、開発パートナーの協力を得て開発プロジェクトが実施されている。特に、当該地域においては、中国等の新興ドナーによる支援を得た開発プロジェクトの計画や実施も増加しているため、同支援動向についても十分に調査・考慮すること。海運ネットワークについては、ASEAN での調査等が進んでいるため、当該調査結果を踏まえながら、南アジア地域における戦略的な港湾整備の方向性を検討すること。

また、JICA で、過去にクロスボーダー運輸・交通インフラのプロジェクト研究を行ってきたことに加え、南アジア、東南アジアの連結性に係る調査を ADB/ADBI、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）等が実施している。これら調査の内容を十分に確認すること。

(1 3) 民間ニーズの把握（特に日系企業）

海運業者、製造業、商社、通関業等の民間企業（日系企業を含む）にとって国際幹線交通ネットワーク形成に向けた戦略的な海運インフラ（施設面のみならず、貿易手続きの円滑化等のサービス強化を含む）整備の持つ意味を、企業へのヒアリング等を通して十分に分析したうえで、地域間の連結性強化に資する海運ネットワーク/港湾の改善のための課題を整理し、必要な施策を提案すること。特に、日系企業の現地進出が本格化する中、南アジアと周辺地域、特に、東南アジア、アフリカ等との連結性強化に向けた取組は、生産プロセス、サプライチェーンの観点から重要である。

この趣旨で、国内作業、現地調査時に、下記の団体・企業等から海運物流の現況、国際幹線交通ネットワーク形成にむけたニーズにつきデータ収集・分析・ヒアリングを行うこと。なお、現地調査対象とする訪問先については、南アジア検討対象地域の4ヶ国（バングラデシュ、インド、パキスタン、スリランカ）に加え、外資系物流企業のアジア本社機能が位置するシンガポール、香港、タイを想定しているが、変更・削除・追加が必要と考えられる場合は、その理由と共にプロポーザルにて提案すること。

1) 経済回廊（港湾）利用者

（ア） 現地進出日系企業（製造業（自動車、電機メーカー、衣料、製材等）、商社、海運業、通関業他）

（イ） 現地企業及び日系以外の現地進出外資系企業（製造業（自動車、電機メーカー、衣料、製材等）、商社、海運業、通関業他）

2) その他関連団体

（ア） 現地における日本商工会議所、現地商工会議所

（イ） 日本貿易振興機構（JETRO）

（14） ソフト面の施策

上記（13）でのヒアリング等を通じ、海運ネットワーク上のボトルネックとなっているソフト面の課題（港湾運営、通関、（インドの場合）コンテナ・フレイト・ステーション（CFS）やインランド・コンテナ・デポ（ICD）の運営他）について、地域連結性の観点から分析すること。なお、プロポーザルにおいて本調査で必要性を検討すべきソフト面の施策を説明すること。

（15） 政治的な含意の分析

各国の海運ネットワーク改善に関しては、各国の思惑が交差することが考えられるため、各国の姿勢、ニーズに十分留意し、事業実施に当たっての外交上・政治上の含意を分析の上で、提案内容の外部条件等を整理すること。

（16） 環境社会配慮

現地調査にあたっては、港湾開発事業のロングリストに入る候補事業について、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）を参照したうえで、環境社会配慮上の懸念点について特記事項があれば、調査結果報告に含めること。ただし、今回の調査では各国の港湾開発の個別プロジェクトの詳細設計は求めず、特記事項の言及のみにとどめる。

(17) セミナー

本業務の進捗に合わせ、調査進捗及び結果を関係者に説明し、関係者からの意見を得るためのセミナーを実施する。現時点では、本業務実施期間中に現地にて1回の実施を想定している。想定されるセミナーの内容は以下の通りであるが、セミナー開催回数、開催地、参加機関、プログラムの内容、セミナー開催経費等につき、プロポーザル内で提案を行うこと。また、セミナー開催の準備作業を再委託とする場合はその旨をプロポーザルで提案すること。

1) 現地セミナーの想定内容

- ・実施回数は基本的に1回（中間時点を想定）
- ・開催地は1か所で、関係各国の参加者が集まる
- ・参加者：地域機関、準地域機関、各国政府、他の開発パートナー、民間企業、研究機関、現地日本大使館、JICA 各国事務所
- ・当該セミナー開催に係る費用：JICA 負担
- ・参加者の交通費（航空賃・内国旅費、日当・宿泊費）：原則として JICA 負担（他の開発パートナー、民間企業等は除く）
- ・主催：JICA
- ・調査団は調査中間時点の調査進捗および調査の方向性についてプレゼンテーションを行うこと。

2) 国内セミナーの想定内容

- ・開催地は東京（JICA 本部等）
- ・参加者：現地進出日系民間企業、在京政府関係機関、等
- ・当該セミナー開催に係る費用：JICA 負担
- ・参加者の交通費：原則として参加者負担
- ・本国内セミナーは、本業務完了後の実施を見込むため、調査団の業務はプレゼンテーション用資料の案を作成することのみとなる。国内セミナー開催費用は見積もりに含めないこと。

6. 業務の内容

コンサルタントは、上記「2. 業務の目的」及び「5. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、以下の業務を実施する。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合は、プロポーザルにて提案すること。

(1) 国内準備作業

- 1) 本調査に関連する JICA 等の調査報告書、各国の港湾開発計画、マスタープラン、JICA 等の支援事業、地域機関(SAARC、BIMSTEC)、準地域機関 (SASEC) または他ドナー (ADB、UNESCAP : The United Nations Economic and Social Commission for Asia

and the Pacific 等) が実施した調査、ASEAN が実施した国際幹線交通ネットワーク調査のレビュー等、既存文献資料等の情報収集・分析を十分に行った上で、下記事項を踏まえ、現地調査の基本方針及び具体的な調査方法、スケジュールの検討を行う。

- (ア) 調査対象地域における産業動向をふまえた国際幹線物流ネットワークの推移予測 (2030 年をターゲットとした 3 パターン程度のシナリオの作成) とシナリオごとの主要航路の推察
 - (イ) 調査対象国における国際幹線交通ネットワーク開発 (特に海運・港湾分野) の整備の動き、中長期開発計画
 - (ウ) 各ネットワーク港湾の SWOT 分析及び国際幹線交通ネットワーク形成に資する港湾ネットワーク選定
- 2) 国内で入手できる情報に基づき、以下の情報をレビューする。
- (ア) 船種別 (コンテナ船、バルク船、自動車船等) 入港数、主要品目別 (コンテナ、鉄鋼石、LNG、原油、石油製品、石炭、自動車、農産物等) 貨物量、港湾の機能別 (中継港、輸出入港) に見る物流動向等、調査対象地域における海運物流の現状 (トランシップの状況を含む) の把握
 - (イ) 海運会社・荷主等を含めた民間企業・関連団体の海運物流に関するニーズ及び今後の海運に係る動向や戦略の把握
 - (ウ) (ア) ~ (イ) を踏まえた将来の南アジア域内及び南アジア地域とその交易対象地域 (ASEAN、アフリカ、中東含む) 間における海運需要 (貨物取扱量等) と海運ネットワーク (トランシップ動向の変化を含む) の予測
 - (エ) 南アジアと他地域との産業、貿易上の補完関係 (サプライチェーンの状況把握含む) と将来の可能性
- 3) 調査対象国に進出している代表的な本邦企業 (荷主、海運業者等) にヒアリングを行い、ハード面、ソフト面双方に関する開発ニーズを整理する。
- 4) 「3.」の現地調査対象港湾 (案) をベースとし、上記 1) ~ 3) の作業・分析を踏まえて、国際幹線交通ネットワークの強化上重要な航路及び港湾 (以下、現地調査対象航路・港湾) を選定する。選定した現地調査対象航路・港湾に関し、以下を開始する。
- (ア) 港湾開発戦略、地域総合計画における港湾の位置づけ、現況 (港湾運営能力含む) の確認
 - (イ) 今後のインフラ開発 (施設・サービスの強化計画を含む) 動向の把握・整理
- 5) 上記の結果、業務の基本方針、業務の方法、作業工程、要員計画等をまとめてインセプション・レポート (英文、和文要約) 及び説明用のプレゼンテーション用資料を作成する。
- 6) JICA 本部にて、関係 JICA 事務所、本部内関係部署にインセプション・レポート案

を説明する(TV会議)。会議結果を踏まえて、インセプション・レポートを最終化し、JICA南アジア部の承認を得る。

(2) 第1次現地調査

- 1) 調査対象地域にある JICA 事務所、関係政府機関に対し、現地調査の基本方針、調査計画、調査対象地域を選定する前提とした産業動向シナリオ案および同産業動向シナリオ案をふまえた国際幹線物流ネットワークの推移予測案(2030年をターゲットとした3パターン程度のシナリオ案) 調査対象港湾選定基準の考え方についてインセプション・レポートをもとに説明する。
- 2) 現地政府及び政府関係機関から国際幹線交通ネットワーク形成に向けた戦略的な海運インフラ整備に関する情報収集を通して、国レベルの港湾開発政策、当該分野に対する関心、姿勢、開発ニーズ等を把握する。あわせて、産業動向シナリオ案、国際幹線物流ネットワークの推移予測案との整合性についても確認を行う。
- 3) 各国の現地調査対象港湾のうち、主要な港湾を訪問し、(1)の1)及び2)に記載する情報を継続して収集する。
- 4) 各対象国政府が積極的に取り組めるメリット、阻害要因等の整理を行う。
- 5) 現地で類似の支援を実施している他ドナー(ADB、UNESCAP等)に対して、調査対象地域での新規・既往案件及び支援状況についてヒアリングを行い、情報収集を行う。また、新興ドナー支援の動向についても可能な限り情報収集を行う。
- 6) 調査対象地域に加え、物流の面から現地調査を行う国においては、現地調査の基本方針、調査計画等についてインセプション・レポートをもとに説明したうえで、関連団体・企業等から海運物流の現況、国際幹線交通ネットワーク形成にむけた開発ニーズにつきデータ収集・分析・ヒアリングを行う。

(3) 第1次国内作業

- 1) 上記第1次現地調査の活動内容を踏まえ、第1次現地調査の報告、第2次以降の現地調査の基本方針及び調査計画を説明したプロGRESSレポート(案)(英文、和文要約)を作成する。なお、プロGRESSレポートでは、主として産業動向シナリオおよび国際幹線物流ネットワークの推移予測(2030年をターゲットとした3パターン程度のシナリオ)とシナリオごとの主要航路(トランシップを含む)の推察について取りまとめるとともに、第二次現地以降の現地調査の調査対象港湾について選定を行うこと。
- 2) 作成したプロGRESSレポート(案)につき、JICA南アジア部に対して説明し、コメントを得る。また、併せて現地セミナー開催方針案(開催地、参加者、実施方法他)についても説明すること。
- 3) TV会議を通じ関係JICA事務所や本部内他部への説明を行い、関係者の意見を

反映してプロGRESSレポートを最終化し、JICA 南アジア部の承認を得る。ここでの議論で現地調査対象港湾が変更される可能性がある。

(4) 第2次現地調査

- 1) これまで国内作業等で収集した情報及び現地調査対象地域において実施した調査、協議の結果等を踏まえ、上記(1)の1)、2)、4)に記載する情報を継続して調査・分析する。
- 2) 現地調査対象航路・港湾に関し、港湾・海運セクターの開発課題(航路ネットワーク、コンテナターミナル、その他ターミナル、内陸アクセス、管理・運営、通関手続きを含むサービス面等の連結性向上に向けた課題)を抽出する。
- 3) 上記2)で抽出した港湾・海運の課題への対策案(開発事業のロングリスト)を作成する。
- 4) JICAの支援可能性がある案件を抽出し、南アジア地域に対する海運・港湾セクターにおける協力の方向性(案)を作成する。案件抽出を行う際には、整備された場合の経済的効果の定量的予測(輸送量、輸送費、滞留時間、物流コスト等)を説明する。
- 5) 調査対象地域にあるJICA事務所に第2次現地調査の結果を報告する。

(5) 第2次国内作業

- 1) インテリム・レポート(案)(英文、和文要約)を作成し、JICA南アジア部に提出する。
- 2) JICA南アジア部にインテリム・レポート(案)を説明するとともに、必要に応じTV会議等でJICA在外事務所、関係各部署等にも説明し、意見を踏まえてインテリム・レポート案を最終化し、JICA南アジア部の承認を得る。
- 3) 現地セミナーに向け、出席者調整等のロジ準備を進めるとともに、プレゼンテーション資料(英)を作成し、JICA南アジア部の承認を得る。

(6) 第3次現地調査

- 1) インテリム・レポート(案)及び(5)3)で作成したプレゼンテーション資料を用い、現地セミナーにて関係者に対して調査結果(中間報告)を報告する。
- 2) 上記セミナーでの意見交換を踏まえ、追加調査が必要な事項につき調査を行う。

(7) 第3次国内作業

- 1) 追加調査を踏まえドラフト・ファイナル・レポート(案)(英文、和文要約)を作成し、JICA南アジア部に提出する。
- 2) JICA南アジア部にドラフト・ファイナル・レポート(案)を説明するとともに、

TV 会議等で JICA 在外事務所、関係各部署等に説明し、意見を踏まえてドラフト・ファイナルレポートを最終化し、JICA 南アジア部の承認を得る。

- 3) ドラフト・ファイナルレポート説明用のプレゼンテーション資料(英)を作成し、JICA 南アジア部の承認を得る。

(8) 第 4 次現地調査

- 1) ドラフト・ファイナル・レポート及び(7) 3) で作成したプレゼンテーション資料を用い、関係者に対して調査結果を報告する。

(9) 第 4 次国内作業

- 1) 上記、第 4 次現地調査において開催したセミナー参加者からの意見等を分析し、必要な修正を加えた上で、ファイナル・レポート(案)(和文・英文)及び国内セミナー用資料(案)(和文)を JICA 南アジア部に提出し、承認を得て最終化する。
- 2) ファイナル・レポート等外部公開資料への掲載に適さないが、今後の協力検討時に有益な情報につき、内部検討用資料として取り纏め、JICA 南アジア部に提出する。

7. 成果品等

コンサルタントは本業務の成果品として以下の報告書を発注者に提出する。(1)イ、ウ、エの成果品(英文)及びエの成果品(和文)の巻頭には、10ページ程度にとりまとめた要約を含めることとする。また、前述の要約は、冒頭にページの色を変えた要旨を含めることとする。なお、最終成果品の提出期限日は、2016年1月末日とする。

なお、以下の部数は調査先等で関係者に配布する部数を含まない。

(1) 調査報告書

1) インセプション・レポート(IC/R)

記載事項：業務の基本方針、業務の方法、作業工程、要員計画等

提出時期：2015年7月下旬

提出部数：和文要約1部、英文1部、電子データ

2) プログレス・レポート(PR)

記載事項：第1次現地調査結果、第2次以降の現地調査の基本方針及び調査計画

提出時期：2015年9月下旬

提出部数：和文要約1部、英文1部、電子データ

3) インテリム・レポート(IT/R)

記載事項：第2次現地調査までの調査・検討結果

提出時期：2015年11月上旬

提出部数：和文要約1部、英文1部、電子データ

4) ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)

記載事項：第3次国内作業までの調査・検討結果

提出時期：2015年12月中旬

提出部数：和文要約1部、英文1部、電子データ

5) ファイナル・レポート (FR)

記載事項：全調査結果

提出時期：2016年2月中旬

提出部数：和文14部、CD-R(和文) 9枚 英文35部、CD-R(英文) 9枚

(2) その他作成資料

1) インセプション・レポート プレゼンテーション資料(英)

記載事項：第1次現地調査で説明するIC/R概要

提出時期：2015年7月下旬

提出部数：電子データ

2) プロGRESS・レポート プレゼンテーション資料(英)

記載事項：第2次現地調査で説明するPR概要

提出時期：2015年9月下旬

提出部数：電子データ

3) インタリム・レポート プレゼンテーション資料(英)

記載事項：第3次現地調査で説明するIT/R概要

提出時期：2015年11月上旬

提出部数：電子データ

4) ドラフト・ファイナル・レポート プレゼンテーション資料(英)

記載事項：第4次現地調査(現地セミナー)で説明するDF/R概要

提出時期：2015年12月中旬

提出部数：電子データ

5) 国内セミナー向け説明資料(和)

記載事項：第4次国内作業(国内セミナー)で説明するFR概要

提出時期：2016年2月中旬

提出部数：電子データ

6) JICA 内部検討用資料(英)

記載事項：外部公開資料としての掲載に適さない協力検討に資する参考資料

提出時期：2016年2月中旬

提出部数：電子データ

(3) 報告書の作成・印刷仕様

- 1) ファイナル・レポート以外の報告書の作成仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。
- 2) ファイナル・レポートの印刷仕様及び電子化ファイルの作成仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」のとおりとする。

(4) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。なお、インターネット上にてデータの確認が可能なものについては、情報源として使用した URL を記載する。

各種シナリオ策定に際して行った試算/分析に関し、利用したデータ及び計算式を検証可能な形で適宜説明を付して提出する。

(5) 議事録・写真

第 1 次～第 3 次現地調査時に撮影した写真（50 枚程度、調査した現場の写真を含めること）を FR に添付する。

(6) 調査業務報告書

JICA 規定による調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告書を翌月 15 日までに JICA に提出する。

(7) 報告書作成にあたる留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。また、英文については、ネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- 2) 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施す。
- 3) 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICA が必要と認め提出を求めたものについて提出する。
- 4) 本調査の最終報告書は公開予定である。公開用の情報とは別に非公開とすべき情報は、6. (9) に記載のとおり、JICA の内部検討用資料として取り纏めて提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本調査は下表のとおり 2015 年 6 月下旬から 2016 年 2 月中旬までとする。なお、作業工程に係る合理的な提案がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

時期 項目	2015 年 6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	2016 年 1 月	2 月
(1) 関連調査レビュー、本邦企業ヒアリング、経済動向シナリオ、産業/サプライチェーン動向シナリオ・物流シナリオ案の検討		□	■	□					
(2) 現地関係者ヒアリング、情報収集、主要港湾踏査			■	■					
(3) シナリオ策定（継続）及びシナリオ毎の港湾開発等における課題抽出・分析、開発事業ロングリスト検討					▨	▨	▨		
(4) 支援事業案の抽出、経済分析、関係者への説明							□	■	
報告書類		△ ICR		△ PR		△ ITR	△ DFR		△ FR
セミナー						▲			

ICR：インセプションレポート PR：プログレスレポート ITR：インテリムレポート

DFR：ドラフトファイナルレポート FR：ファイナルレポート

□：国内作業

■：現地作業

▨：国内および現地（同時作業）

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途：約 35.5 M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務行程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、

以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた本業務全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記のこと。

- 1) 総括/クロスボーダー交通・運輸計画 (2号)
- 2) マクロ経済・サプライチェーン分析・需要予測 (1) (2号)
- 3) マクロ経済・サプライチェーン分析・需要予測 (2)
- 4) 港湾政策・制度分析/港湾計画・港湾運営(1) (3号)
- 5) 港湾計画・港湾運営 (2)
- 6) 海運分析
- 7) 複合輸送/地域計画/業務調整

尚、通関手続き(制度・運用)に係る調査は「4 港湾政策・制度分析/港湾計画・港湾運営(1)」ならびに「5 港湾計画・港湾運営(2)」による対応を想定している。

3. 相手国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから、各国政府関係機関からの特別な便宜供与は想定していない。ただし、本調査実施にあたり、JICA 南アジア部から現地 JICA 事務所を通じ主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知する予定。アポイントメント取得はコンサルタントの責任のもと行うが、困難な場合は、調査対象機関宛の協力依頼文書発出等により、現地 JICA 事務所が、円滑な調査実施のための支援を行う。

4. 現地再委託

現地セミナー開催、現地調査対象港湾に係る情報収集など、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタントに再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付して想定する現地再委託対象業務内容をプロポーザルにて具体的に提案すること。現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

5. 見積条件

現地調査における国内航空賃、第 3 次現地調査、第 4 次現地調査期間内に実施するセミナー開催に係る直接経費(カウンターパート旅費、雑費、会議費等)については、契約金額に含めるが、別見積りとする。

6. 閲覧・配布資料

(1) 閲覧資料

- 1) 「クロスボーダー交通インフラ対応可能性研究（プロジェクト研究）」（2006年）
<http://staffopac.jica.go.jp/images/report/11831112.pdf>
- 2) 国土交通省 アジアハイウェイ構想に係る参考資料
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/inter/kokusai/AH2005/index.html>
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/inter/kokusai/AH2005/images/map.jpg>
- 3) SAARC Multimodal Transport Study
http://www.sasec.asia/pdf/reports-and-publications/SRMTS_Final.pdf
- 4) BIMSTEC Transport Infrastructure and Logistics Study (BTILS)
<http://www.adb.org/sites/default/files/projdocs/2008/38396-01-reg-tacr.pdf>
- 5) SASEC Subregional Corridor Operational Efficiency Study Volume1~3
http://www.sasec.asia/pdf/reports-and-publications/TA6112_Volume_1.pdf
http://www.sasec.asia/pdf/reports-and-publications/TA6112_Volume_2.pdf
http://www.sasec.asia/pdf/reports-and-publications/TA6112_Volume_3.pdf
- 6) JICA 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年）
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>
- 7) ERIA（2011）ASEAN - India Connectivity: The Comprehensive Asia Development Plan, Phase II, ERIA Research Project Report 2010-7
<http://www.eria.org/RPR-2010-7.pdf>
- 8) Research and Information System for Developing Countries (2012) ASEAN-India Connectivity Report India Country Study
- 9) 南アジア地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備・改善にかかる情報収集・確認調査 最終報告書（2014年3月）
（和文）<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014903.html>
（英文）<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014904.html>

(2) 配布資料

- 1) 南アジア地域海運及び産業・貿易分野にかかる情報収集・支援業務 最終報告書（2014年9月）

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、各国 JICA 事務所、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時

連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、パキスタンにおける業務については、以下の対応を行い、必要な経費を計上すること。

- (1) パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。
- (2) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切にとられるよう必要な策を講じた契約を行うこと。
- (3) 現地での調査実施に当たっては在パキスタン・イスラム共和国日本大使館（必要に応じて、在カラチ日本領事館）、JICA パキスタン事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策については JICA パキスタン事務所安全班の指示に従うこと。派遣前に、JICA 本部安全管理室による安全管理ブリーフを受けること。
- (4) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- (5) 宿舎については機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては JICA パキスタン事務所の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。
- (6) シンド州内で活動を行う際は、以下の安全対策措置を講じること。これに必要な経費を見積書に計上すること。なお、本措置にかかる経費は別見積もりとする。

【カラチ市内】

- 1) セキュリティ会社からの武装警護を雇用し、車輛に同乗させる。
- 2) 使用する車輛はすべてランドクルーザータイプのものとする。

【シンド州内（カラチ市内及びハイデラバード市内を除く）】

- 1) 移動・活動に当たっては警察の同行が必要。
- 2) 使用する車輛はすべてランドクルーザータイプのものとする。

以上